

！号外！

湘南教組

STU news

2025.10.7

## 学級担任加算、当局提案を押し戻すも大きな不満が残る結果

県教委から「教職調整額の改善」「学級担任への手当の加算（以下、学級担任加算）」等の教員の処遇改善について提案がありましたが、国に準じた提案に留まりました。また、「主務教諭」については、言及せず、今秋の県人事委員会勧告の動向を注視する必要があります。

湘南教組は神教組に結集し、学級担任加算について、担任のみに手当が加算されることには、県教委が「学級経営を充実させるためには、学級での諸課題を、学級担任一人の力だけではなく、学年や学校の教職員、保護者、専門職等と連携し、チームとして組織的に解決していくことが重要です。」とする考え方に対する内容であること。さらには、「主任手当」を廃止してきた考え方にも反すると主張し、義務教育等教員特別手当支給対象者全員への加算支給を求めました。県教委は、①学級担任手当の支給額の3,000円は変えない、②今回の処遇改善により25億円支出が拡大される等を理由に支給対象者は拡大しないとし、双方の主張は平行線をたどりました。

しかし、ねばり強く交渉を重ね、**支給対象者を特別支援学級担任、夜間学級および福祉施設(分校)へ拡大させるとともに、月途中において「学級担任」が代替者や本務者に変更となる際の支給要件の緩和など**、県教委の主張を一定押し戻しました。また、非常災害時等に関する特殊勤務手当について、県単独措置である現行の「2時間から4時間」の部分を残すことができました。加えて、学級担任加算については、学校全体で子どもたちの学びを支えていく実態や「チーム担任制」や「複数担任制」等への対応にむけ、引き続き話し合っていく事を確認したため、大きな不満は残るものの、神教組と県教委は2025年9月18日、教員の処遇改善について合意しました。

おもな提案内容と合意内容は次のとおりです。

項目	改善・見直し内容	合意内容
教職調整額 (2026年 1月~)	2031年度までに段階的に10%に引上げ 2025年度は2026年1月に5%に引上げ	2031年度までに段階的に10%に引上げ 2025年度は2026年1月に5%に引上げ
学級担任加算 (2026年 1月~)	義務教育等教員特別手当に月額3,000円を加算 ※ 対象は、小・中・高の学級担任 ※ 学級担任の根拠は、毎年5月1日付の学校基本調査の数とする	義務教育等教員特別手当に月額3,000円を加算 <b>支給対象者</b> ① 小・中の学級担任および特別支援級担任 ② 夜間学級及び生沢分校、五領ヶ台分校
非常災害時等に関する特殊勤務手当	国 → 日中8時間程度従事を4時間に緩和 県 → 国基準へ見直し (2時間~6時間は廃止)	4時間以上 8000円、 2時間から4時間 1,100円 (非常災害時) 900円 (救急・補導等)

裏に続く→

今後は、全国状況を注視し、学校現場の実態に即した支給となるよう、支給対象者を拡大するとりくみをすすめていきます。また、引き続き神教組に対して、職場の分断につながらないよう、意見反映していきます。